

本庁舎等における 区民利用・交流拠点施設に関する 事業者説明会

**令和7年3月13日（木）
北沢区民会館別館 梅丘パークホール 集会室
世田谷区 生活文化政策部 市民活動推進課**

本庁舎等における区民利用・交流拠点施設に関する事業者説明会

開会あいさつ

本庁舎等における区民利用・交流拠点施設に関する事業者説明会

次第

No	内容
1	これまでの検討経過
2	区民利用・交流拠点施設に関する計画
3	スペースごとの利用想定
4	区内活動団体及び庁内向けアンケート結果
5	今後のスケジュールや準備会での検討事項
6	（仮称）事業運営委員会構成
7	運営委託項目案
8	公募条件等
9	質疑応答

本庁舎等における区民利用・交流拠点施設に関する事業者説明会

1 これまでの検討経過

1 これまでの検討経過

時期	内容	
	計画等	主な区民参加による検討
平成28年度	本庁舎等整備基本構想策定	
平成30年度	本庁舎等整備基本設計策定 (世田谷区民会館整備方針含む)	区民交流機能に係るワークショップ開催
令和元年度		区民交流スペースの運営に関する検討会開催
令和2年度	本庁舎等整備実施設計概要とりまとめ	
令和3年度	本庁舎等整備1期工事着工	
令和4年度	区民利用施設総合運営計画策定検討委員会実施	・区政モニターアンケート ・新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える区民ワークショップ
令和5年度	・区民利用・交流拠点施設運営基本計画策定 ・区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画策定 ・本庁舎等整備1期工事竣工	・NPO意向調査、区内活動団体アンケート調査 ・区民意識調査、区民意見募集、シンポジウム ・区民利用・交流拠点施設についての説明会（区民ワークショップ） ・学識経験者ワーキンググループ ・うめとぴあでの試行イベント
令和6年度	・区民会館開設（業務委託） ・区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会設置	・区内活動団体及び庁内への活用意向調査 ・本庁舎での試行イベント（区役所で遊ぼう）

1 これまでの検討経過

世田谷区本庁舎等整備基本構想の基本的方針
(平成28年12月策定)

基本的方針 1

「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」

基本的方針 2

「区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎」

基本的方針 3

「すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい
庁舎」

基本的方針 4

「機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎」

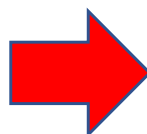
基本的方針 5

「環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」

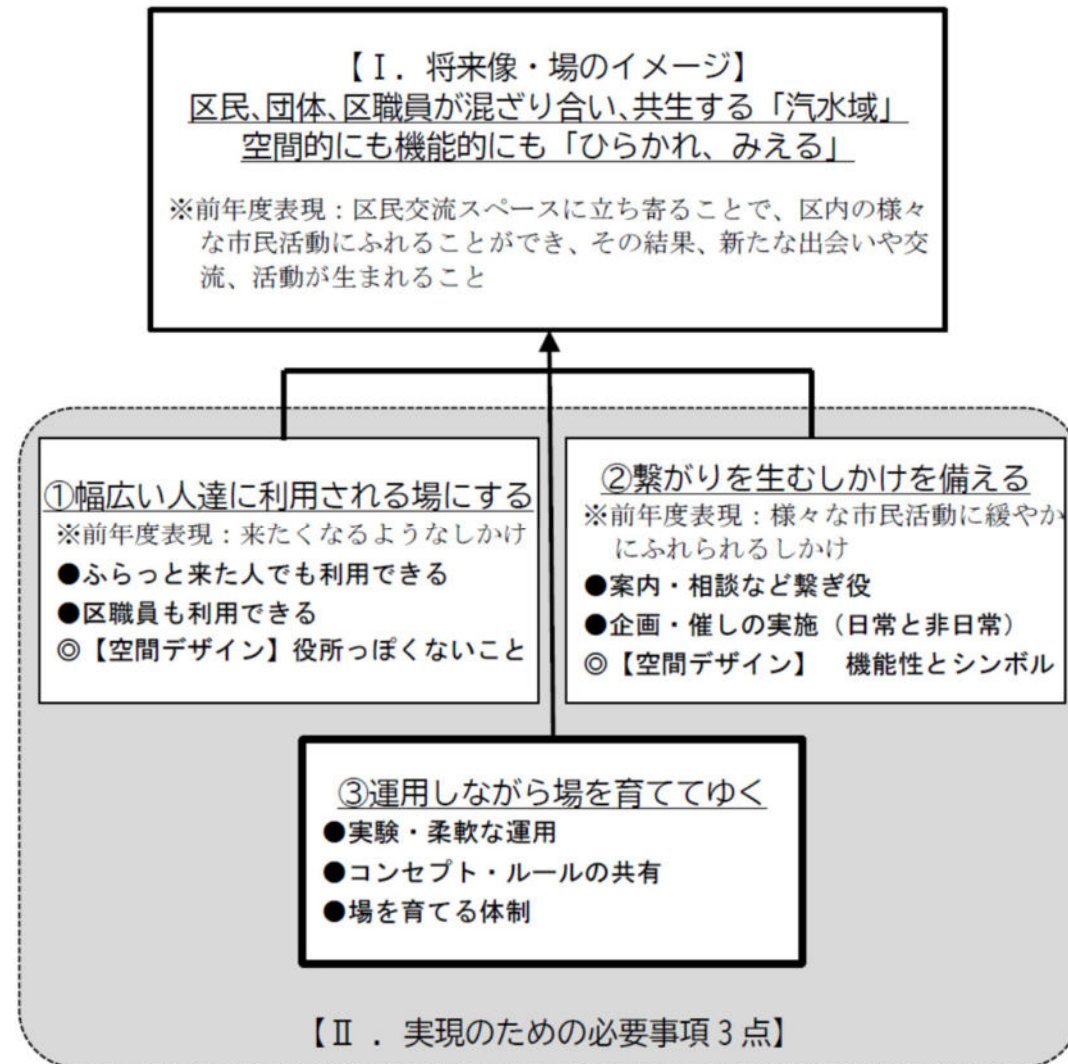
世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設
運営基本計画（令和5年6月策定）

基本理念

「区民、市民活動団体及び区が協働
して、多様な人々がともに支えあい、交
流し、心豊かな住みやすい暮らしを実
現する」



1 これまでの検討経過



2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

施設概要（令和6年3月計画策定時点）

世田谷区では、新しい本庁舎等において、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現をめざし、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、多様な区民利用・交流拠点施設の整備を進めています。

区民利用・交流拠点施設は、3回に分け段階的に開設していきます。

■ 区民利用・交流拠点施設について

1期工事後 開設 (令和6年度)	世田谷区民会館 (ホール、集会室、練習室)
	エントランスホール
	ラウンジ
2期工事後 開設 (令和8年度)	区民交流スペース
	区民交流室
	広場・ピロティ 屋上庭園（東棟）
3期工事後 開設 (令和11年度)	区民交流室 (キッチン付き)



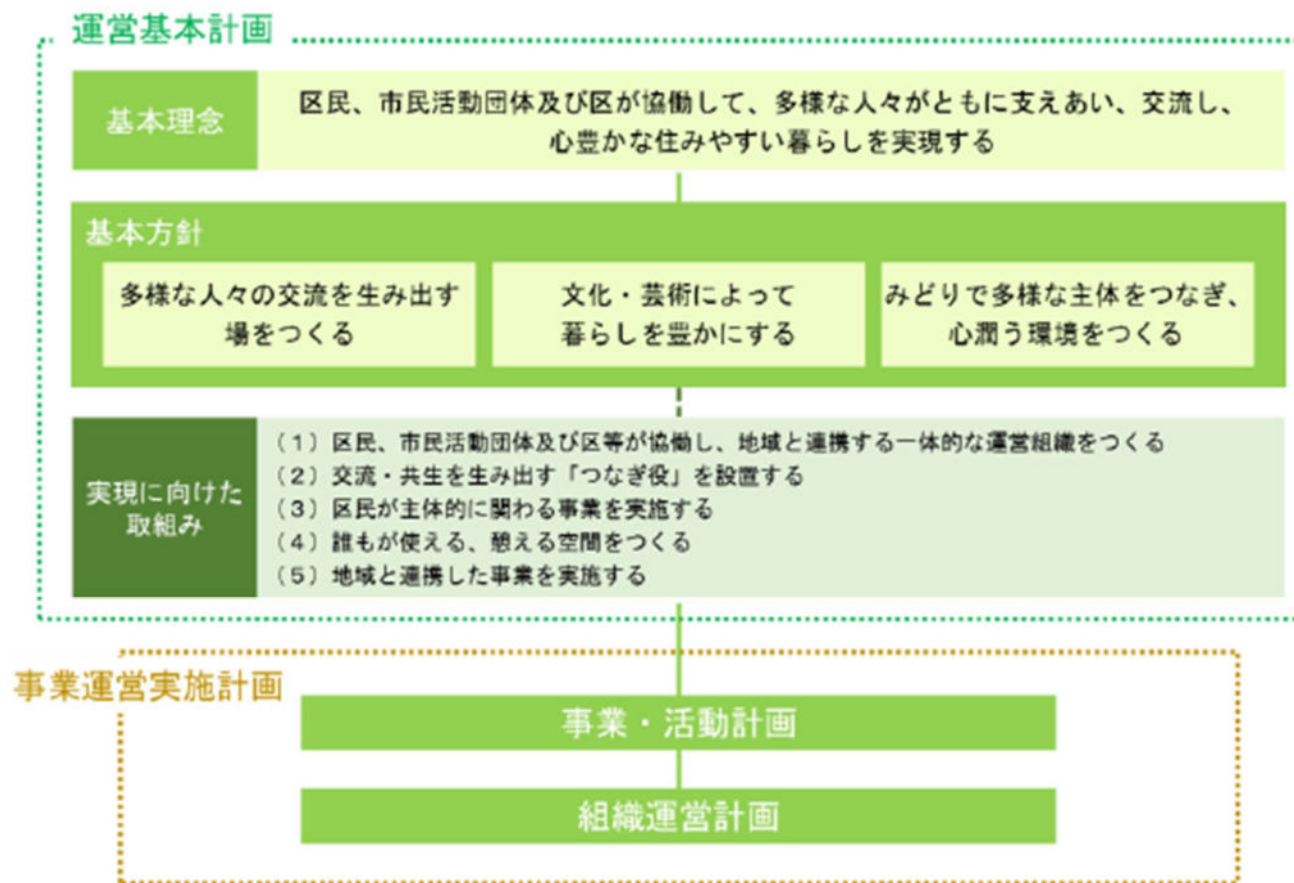
区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画より（令和6年3月）

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

■ 計画の体系

令和5年6月には、区民利用・交流拠点施設の根幹となる「基本理念」、「基本方針」、「実現に向けた取組み」を中心とした大きな方針を記載した運営基本計画を策定しました。事業運営実施計画では、運営基本計画を踏まえた上で、より具体的・実質的な区民利用・交流拠点施設の事業運営に関する検討を進め、事業・活動、組織運営に係る計画をまとめています。

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営基本計画（令和5年6月策定）



世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画（令和6年3月策定）

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

事業・活動計画（令和6年3月計画策定時点）

■ 基本的な考え方

運営基本計画に定めた基本方針及び実現に向けた取組みを達成するため、庁舎機能と区民利用施設機能が融合する環境における区民参加・交流・協働の拠点としての事業展開により、これまで以上に積極的に協働を促進させます。

■ 事業概要

運営基本計画に定めた「基本方針」に基づき、3つの観点から区民利用・交流拠点事業を組み立てることとし、事業実施にあたっては、運営基本計画の「実現に向けた取組み」を反映させながら、その実践を通じ、徐々に規模拡大や充実、深化を図ります。

区民活動・交流事業	文化・芸術事業	みどり事業
- 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業 - 市民活動に関する情報収集・発信事業 - 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業 - 市民活動団体の新たな活動を支援する事業 - 区民と区の交流、協働を生み出す事業 - 区民の憩いの場所を演出する事業	- 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業 - 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業 - 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業 - 文化・芸術の多様性を活かした事業	- みどりに触れ、育む機会を提供する事業 - 地域にみどりを広げるための事業 - みどりを共に育む事業 - みどりを通じて環境保全に寄与する事業
全体調整		
区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。 - 利用調整 - 異なる分野が連携した事業 - 周辺地域と連携して行う事業 - 施設を活用した賑わい創出事業 - 広域的に展開する事業 （仮称）事業運営委員会事務		

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

事業・活動計画（令和6年3月計画策定時点）

■ 運営日・時間、参加手続き等

区民利用・交流拠点においては、単なる施設の提供ではなく、ここで事業・活動が幅広く行われ、多様な区民の参加機会を創出することが必要です。そのため、運営時間や参加手続き等について、次のような考え方で設定するものとし、（仮称）事業運営委員会での協議を踏まえ詳細に決定していきます。

運営日・時間

年末年始や設備保守等に必要な日を除き事業運営することとする。

区分	運営時間	備考
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	9時～22時 ※条例に定めるとおり	午前（9時～12時）、午後（13時～16時30分）、夜間（17時30分～22時）
東1期棟エントランスホール・ラウンジ	9時～22時	・2期工事期間中は活動を伴わない個人利用を想定。 ※運営時間については、2期工事期間中は変更となる可能性あり。
区民交流スペース	9時～22時	活動を伴わない個人利用は8時30分より
区民交流室	9時～22時	
広場	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
ピロティ	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
屋上庭園（東棟）	9時～17時	

参加手続き等

区分	利用・参加条件	利用・参加手続き
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	営利を目的とした利用は不可（ホールを使用する場合を除く）	・団体または個人からの使用申請に基づき使用の承認を行う。 ・使用申請のオンライン化を進める。
区民交流スペース	政治や宗教活動等は利用・参加不可	・活動を伴わない個人は受付・利用手続きなし。 ・団体（区民1人以上を含む2名以上）及び活動を行う個人は、事前登録のうえ当日参加受付。 ・1日以上継続して活動や展示を行う場合は、事前相談を要する。 ・区民を含まない団体・区民以外の個人の活動及び営利活動も可能とするが、すべて事前相談を要する。 ・登録、事前相談は運営事業者の提案に基づくアプリ等により行う。
区民交流室		
広場		
ピロティ		
屋上庭園（東棟）		

利用料金 （使用料・参加料）

区分	利用料金（使用料・参加料）
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	区民会館条例等に定める使用料
区民交流スペース	・原則として無料 ・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに算出した参加料が必要 ・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要 ・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要 ・区との協働による活動は減免あり
区民交流室	
広場	
ピロティ	
屋上庭園（東棟）	

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

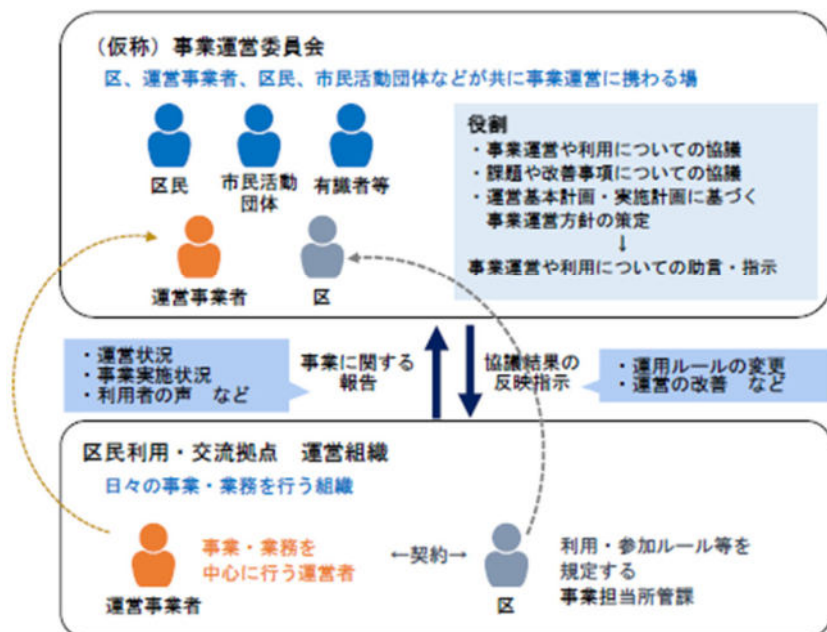
組織運営計画（令和6年3月計画策定時点）

■ 運営の全体像

事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、区民、市民活動団体及び区が協働し、そこに専門的なノウハウを有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点ならではの運営組織が構築される必要があります。

そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。本庁舎等整備2期工事竣工後の本格的な運営開始に向けて区内の団体、区民等との協議を行い、（仮称）事業運営委員会の組成を含め準備を進めます。

イメージ図



（仮称）事業運営委員会

区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しが円滑に図られるよう、区民利用・交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。その事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面区が担うものとします。組成にあたっては、まず準備会を組織し委員選出方法等を定めます。

運営組織

区民会館は、文化芸術に精通し、多様で良質な公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、団体から個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが可能な主体が必要です。

区民交流スペース等は、事業や場を提供すること以上に区民や市民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができる主体が必要です。

こうした拠点事業の特性や専門性を踏まえ、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うこととします。

運営主体

区民会館については、令和8年度後半に交流拠点のほとんどが開設するタイミングで、指定管理者による運営に戻すこととしています。区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、事業運営の一体性保持のうえでは有益ですが、必要となる人員やノウハウの確保等、事業参画条件が厳しくなることを想定し、それぞれ選定することとします。

事業者の選定方法は公募を原則とし、今後業務仕様の詳細化にあわせ設定します。

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

組織運営計画（令和6年3月計画策定時点）

事業の枠組み図

事業/施設	東 1 期棟					東 2 期棟 (区民交流室は西 2 期棟・西 3 期棟設置分を含む)				外構
	区民会館			庁舎						
区分	ホール	集会室	練習室	ラウンジ	エントラン スホール	区民交流 スペース	区民交流室	ピロティ	屋上庭園	広場
区民活動 交流事業				業務委託						
文化事業	指定管理									
みどり事業				業務委託						
全体調整	業務委託									

※基本的な業務分担は上図のとおりとしますが、各事業において他の交流拠点施設を利用することがあります。また、上図の複数の委託業務については、一体的に発注します。

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

今後のスケジュール（令和6年3月計画策定時点）

※今後の本庁舎等整備工事の進捗状況等により変更があります

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7～8年度	令和8年度	令和11年度
・本庁舎等整備1期工事竣工 ・事業運営実施計画策定	・区民会館開設（業務委託） ・事業者選定に向けた業務仕様等案公表・意見募集（区民交流スペース等） ・（仮称）事業運営委員会準備会委員公募・設置	・事業者選定（区民交流スペース等）	・指定管理者選定（区民会館） ・（仮称）事業運営委員会組成・設置	・指定管理者・事業者による開設準備 ・庁舎管理規則等関連規定整備 ・本庁舎等整備2期工事竣工 ・区民交流スペース等開設 ・指定管理による運営開始（区民会館）	・本庁舎等整備3期工事竣工 ・区民交流室（キッチン付き）開設

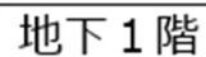
区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画より（令和6年3月）

3 スペースごとの利用想定

※令和6年12月時点の想定です。今後の検討により変更していくため、現時点での想定としてご覧ください。

施設配置図

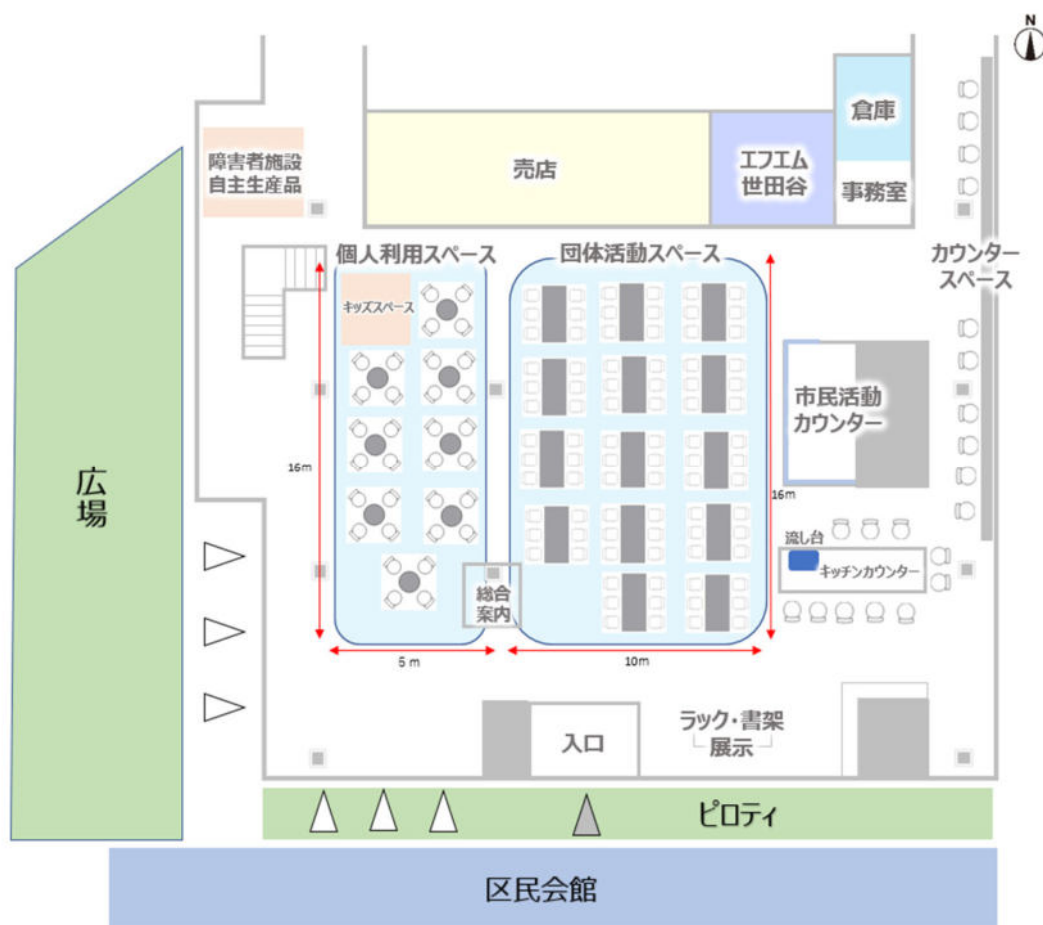
2 階



3 スペースごとの利用想定（区民交流スペース）

R8年度開設

東棟 1 階



レイアウトイメージ（案）

※開設に向け、さらに試行イベント等を重ね、今後設置する（仮称）事業運営委員会での協議等を踏まえて、多様な利用・参加を促す空間づくりに努めます。

運営時間	9時～22時 ※活動を伴わない個人利用は8時30分より
特徴	ガラス張りかつ扉開放可能で広場やピロティと隣接し一体的な活用が可能。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流が可能。
想定する活動内容（例）	音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、個人での学習利用、パブリックビューイング、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源（窓側に面したカウンターにも個々にコンセント有）、テーブル、椅子、デジタルサイネージ、書架、流し台、プリンター、プロジェクター、スクリーン、マイク、スピーカー、展示パネル、展示用レール、活動が見える仕切り

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



広場側から見た区民交流スペース



ピロティ側から見た区民交流スペース

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

3 スペースごとの利用想定（区民交流室）

R8年度開設(キッチン付き区民交流室のみR11年度)

西棟 2 階

各室とも概ね
定員10～15名程度

40m²

35m²

R8年度開設

キッチン付き
区民交流室

60m²

R11年度開設

東棟 2 階

25m²

25m²

運営時間

9時～22時

特徴

場所が離れており、ブラインドカーテンもあるため、比較的クローズな活動も可能。R11にはキッチン付き交流室も整備予定。

想定する
活動内容
(例)

交流会、ワークショップ、会議、シェアオフィスとしての利用、子ども食堂（キッチン付き交流室）、飲食（火気使用不可）

設備・
想定する
備品（例）

wi-fi、電源、テーブル、椅子、ブラインドカーテン、ホワイトボード、スクリーン、キッチン用設備一式

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

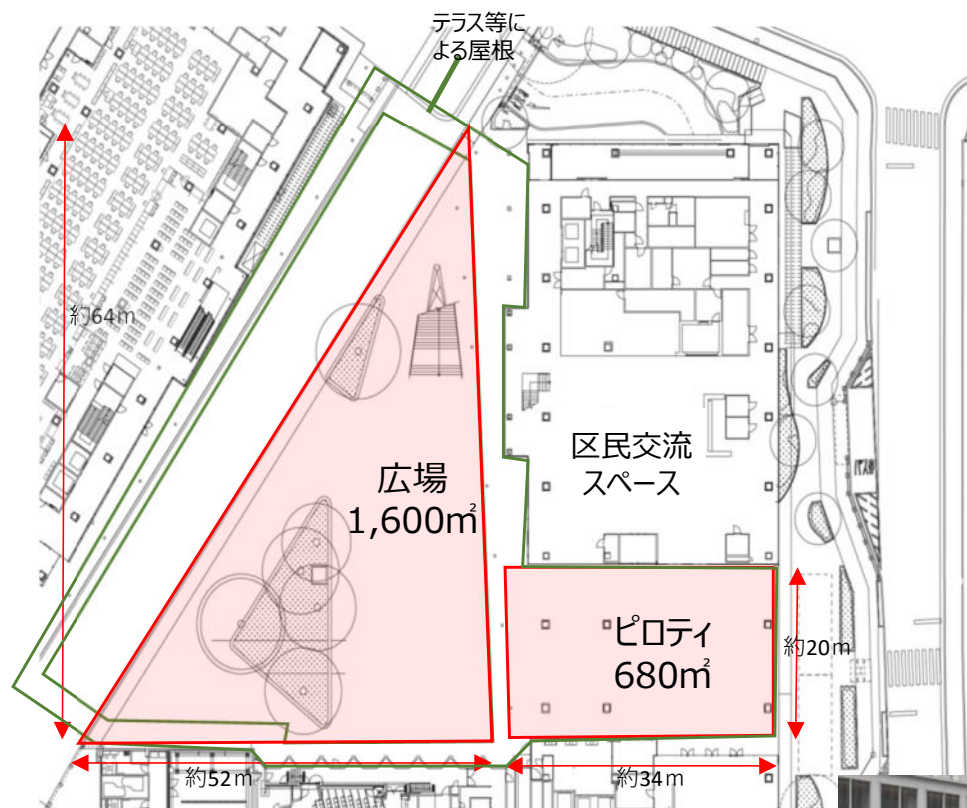


世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

3 スペースごとの利用想定（広場、ピロティ）

R8年度開設

東棟 1 階



※ピロティ及び広場の一部（テラス等による屋根がある部分）は雨天時でも活用が可能。

運営時間	24時間通行可能 ※活動を行う場合は、9時～17時
特徴	交流スペースと隣接し一体的な活用が可能。庁舎の中央及び松陰神社前駅からの来庁者の導線に位置し、多くの区民が行き来する。
想定する活動内容（例）	周年記念事業、〇〇祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、ダンスイベント、スポーツイベント、健康体操、ヨガ教室、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、散水栓、水道、マイク、スピーカー、テント、パラソル、テーブル、椅子、ミストシャワー

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



広場



ピロティ

3 スペースごとの利用想定（屋上庭園）

R8年度開設

東棟 6 階

屋上庭園
1,335㎡（機械室等
を除くと約1,000㎡）



※今後の検討により変更となる場合があります。

運営時間	9時～17時
特徴	花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間を創出。
想定する活動内容（例）	芝生広場を活用した研修会（セミナー）、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、花壇、芝生広場、水道、ベンチ、テーブル、椅子、テント

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋



芝生広場

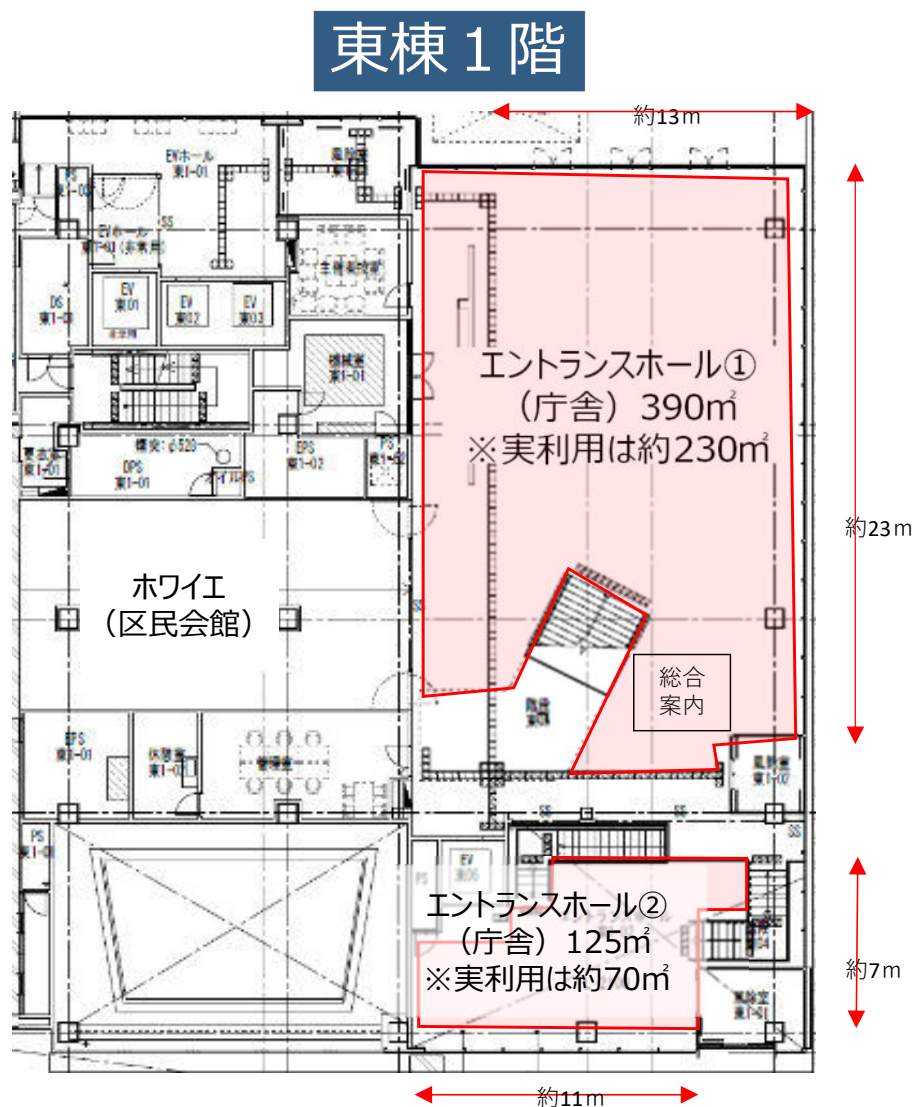


日陰棚・長ベンチ

掲載画像はイメージです。

3 スペースごとの利用想定（エントランスホール）

R6年度開設
（※拠点施設としての運用開始はR8年度）



※エントランスホールは区民会館と隣接していますが、本庁舎の一部として総合案内も配置しており、特に松陰神社前駅から来庁される方の玄関及び導線となります。

運営時間	9時～22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。ホール①は明るく開放的な2層吹き抜けでレリーフや前川國男氏のギャラリーあり。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容（例）	音楽イベント、展示、物品販売、ダンス・スポーツイベント（ボッチャ等）、物産展、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、テーブル、椅子、可動型のボッチャコート

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

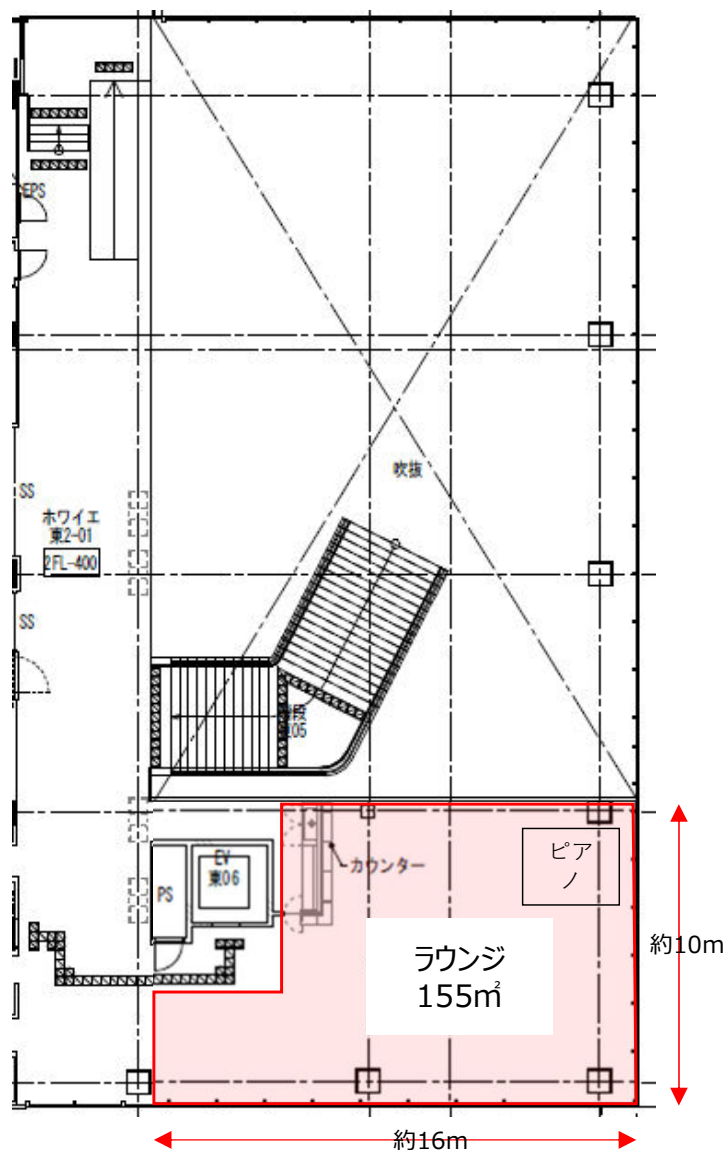


実際の写真

3 スペースごとの利用想定（ラウンジ）

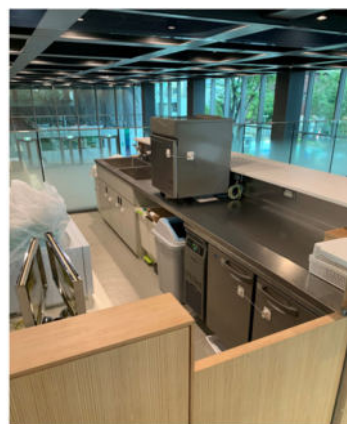
R6年度開設
（※拠点施設としての運用開始はR8年度）

東棟 2 階



運営時間	9時～22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。幕間にくつろいだり、購入した物の飲食が可能。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容（例）	区民会館利用とあわせ幕間の休憩、交流スペースやエントランスホールで実施するイベント、売店等で購入した物の飲食（火気使用不可）、他場所も活用した婚活イベント
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、カウンター（流し2か所）、テーブル、椅子、簡易な電子レンジ・冷蔵庫・電気ケトル、ピアノ

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

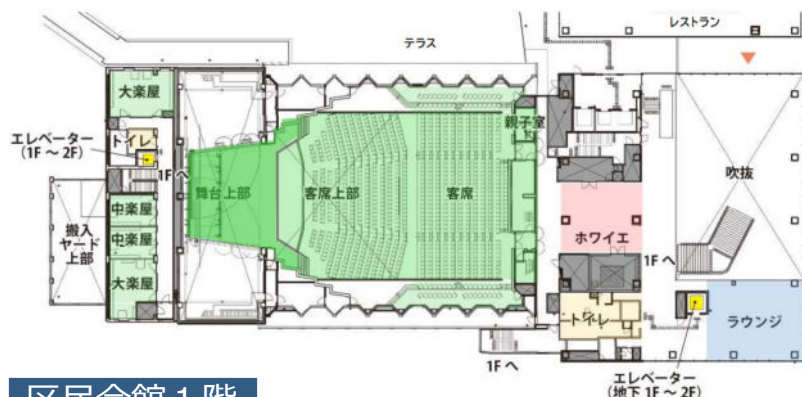


実際の写真

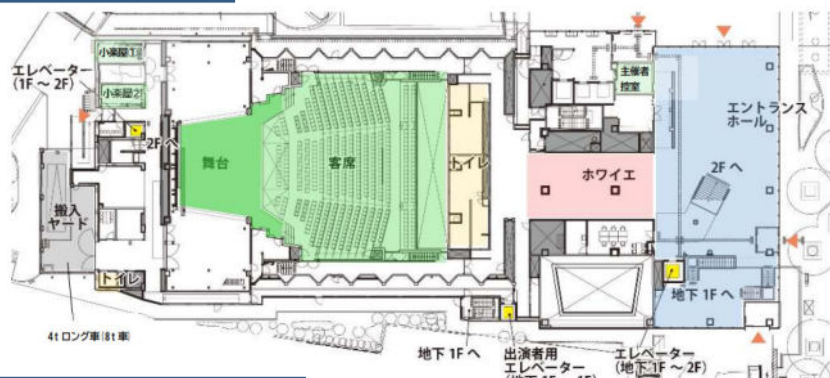
3 スペースごとの利用想定（区民会館ホール・練習室・集会室）

R6年9月開設

区民会館 2 階



区民会館 1 階



区民会館地下 1 階



区分	定員	主な設備
区民会館ホール	933名 前舞台利用時：902名	舞台器具、フルコンサートグランドピアノ
集会室	A:100名 B:57名 A/B 併合時:157名	マイクロホン、プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーン、TVモニター
練習室	A:40名 B:20名	A:ピアノ、鏡 B:ドラムセット、アンプセット、デジタルピアノ、鏡

※区民会館ホール・集会室・練習室は令和6年9月に開設しています。
施設の概要や申し込み方法の詳細について以下の世田谷サービス公社ホームページより確認ください。

<https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/setagaya/>



二次元コード



区民会館ホール



練習室



集会室

実際の写真

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

【アンケート概要】

1. 目的 現時点での施設の詳細や事業・活動内容について情報提供するとともに、施設での事業・活動内容やレイアウト、備品についての意向を確認し、より具体的な事業計画や利用ルール策定、レイアウト、備品調達等の検討の参考とする。
2. 実施月 令和6年6月
3. 調査対象 区内活動団体、庁内各部
4. 回答方法 インターネット、郵送、FAX

【結果概要】

<区内活動団体>

1. 送付団体 1,739団体
2. 回答数 183団体
3. 回答率 10.5%
4. 内意向有り 71団体

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

人数規模と活動意向

人数規模	ある	比率	ない	比率	総計
1人～5人	4	50%	4	50%	8
6人～10人	11	61%	7	39%	18
11人～30人	18	31%	41	69%	59
31人～100人	20	43%	27	57%	47
101人以上	15	32%	32	68%	47
未回答	3	75%	1	25%	4
総計	71	39%	112	61%	183

設立年と活動意向

設立年	ある	比率	ない	比率	総計
5年以内	8	89%	1	11%	9
5年前以上	59	39%	92	61%	151
未回答	4	17%	19	83%	23
総計	71	39%	112	61%	183

人数規模が小さく、かつ、設立年が新しいほど活用意向が多い。活動場所を求めていると推察される。

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

活動地域と活動意向

	区内全域		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山		合計	
ある	39	74%	23	43%	12	41%	8	24%	12	41%	7	30%	101	46%
ない	14	26%	30	57%	17	59%	26	76%	17	59%	16	70%	120	54%

地域ごとの比率では世田谷地域が最も高いが、そこまで大きな差はなかった。一方、区内全域で活動している団体の利用意向は高かった。

活動分野(拠点施設での活動)と活動意向

活動ジャンル	ある
子ども・若者	13
健康	9
障害者支援	9
文化	9
高齢者支援	6
団体支援	5
コミュニティ形成	3
リサイクル	3
環境	3
教育	3
スポーツ	2
サービス業	1
デジタル活用支援	1
みどり	1
国際	1
獣医療	1
防災	1

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

拠点施設に特に期待すること

様々な交流、関連団体との交流、異業種との交流、子どもが集まれるイベント、子育て世帯が利用しやすい場、人が集まりやすい、イベント実施時に集客が見込める、当日ふらっと行って空いてれば打ち合わせできる、交通手段の充実、予約のしやすさ(混み具合、HPの見やすさ、分かりやすさ等)、スムーズな申請、予約枠と当日フリー利用枠を別々に設ける、会場予約が1年、または半年前から可能、ルールが厳しすぎないこと、区内の市民活動に精通した人の常駐、問い合わせへの迅速な対応、サポートを受けられる、区内事業や活動のPR拠点である、イベントや団体を紹介するチラシ、ポスター掲示、必要な情報が簡単に得られる、イベント実施時の情報発信のサポート、活動後の打ち上げ、活動相談、関係所管へのつなぎ支援、団体間での円滑な情報共有の場の提供、定期的なフリマ開催、音楽が楽しめる、衛生的、多言語ガイドが可能な総合案内がある、多目的利用に必要な設備や備品が揃っている、キッズフレンドリーなスペースが整備されている、ペットフレンドリーなスペースが整備されている、バリアフリーである、安全である(危険な行為の制限等の明確な掲示)、障害の有無に関わらず誰もが気軽に散歩がてら立ち寄れるような魅力ある場所

運営事業者に特に求めるもの

月1回の団体間の交流会、区報や SNS 等での情報発信、チラシの常設、デジサネでの活動報告、動画作成等の技術的支援、関連団体や区担当所管への紹介やマッチング支援、イベント実施時のサポート、IT機器等設定支援、マッチング支援として団体情報を登録しておきその内容を別団体が見られるようにしてほしい、気軽に相談できる、イベントに必要な業者の紹介(チラシ、衣装、機材等)、困りごとの相談、スタッフは経験豊かな人材を期待、イベント実施時の協力メンバーを募れる仕組み、繋いでくれるコーディネーター的存在、1回の利用のために複数回出向かなくてよいこと、予約状況が一目で分かる、特定の団体に偏らないようにしてほしい、活動団体が使いやすだけでなくオフィスにいる行政職員が参加協働を体験し、垣間見ることでできる場になるとよい。

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

＜庁内＞

1. 対象所属 37部
2. 活用意向有り所属 10部
3. 主な利用意向 各事業の啓発講座やセミナー、相談会や作品展示、以前中庭広場等で実施していたイベント等の利用意向があった。なお、生活文化政策部においては、いきいきせたがや文化祭、生涯現役フェアなどイベントの実施を想定している。

＜利用率＞

区民交流スペースや区民交流室については、土日祝、平日の日中は一定の利用意向あり。夜間の利用意向は少ない。

広場や、ピロティ、屋上庭園については、土日祝は一定の利用意向あり。平日の利用意向は少ない。

エントランスホール、ラウンジについては、レリーフのある大きなエントランスホールは、土日祝は一定の利用意向があるものの、肖像画のある小さなエントランスホール、ラウンジは総じて利用意向が少ない。

区分	区民交流スペース	区民交流室	広場	ピロティ	屋上庭園	エントランスホール①	エントランスホール②	ラウンジ
全体	32.3%	25.7%	11.7%	5.2%	12.1%	6.1%	3.2%	3.0%
日中(9時～17時)	48.7%	39.2%	11.7%	5.2%	12.1%	9.3%	4.6%	2.9%
夜間(17時～22時)	6.1%	4.2%	—	—	—	1.1%	1.1%	3.3%
平日	29.5%	18.0%	5.4%	4.3%	9.7%	4.6%	2.0%	2.8%
平日日中	44.3%	26.4%	5.4%	4.3%	9.7%	7.2%	3.0%	2.1%
平日夜間	5.8%	4.5%	—	—	—	0.3%	0.3%	4.0%
土日祝	38.3%	41.9%	24.9%	7.1%	17.0%	9.5%	5.9%	3.4%
土日祝日中	58.0%	65.9%	24.9%	7.1%	17.0%	13.7%	7.9%	4.5%
土日祝夜間	6.7%	3.4%	—	—	—	2.8%	2.8%	1.7%

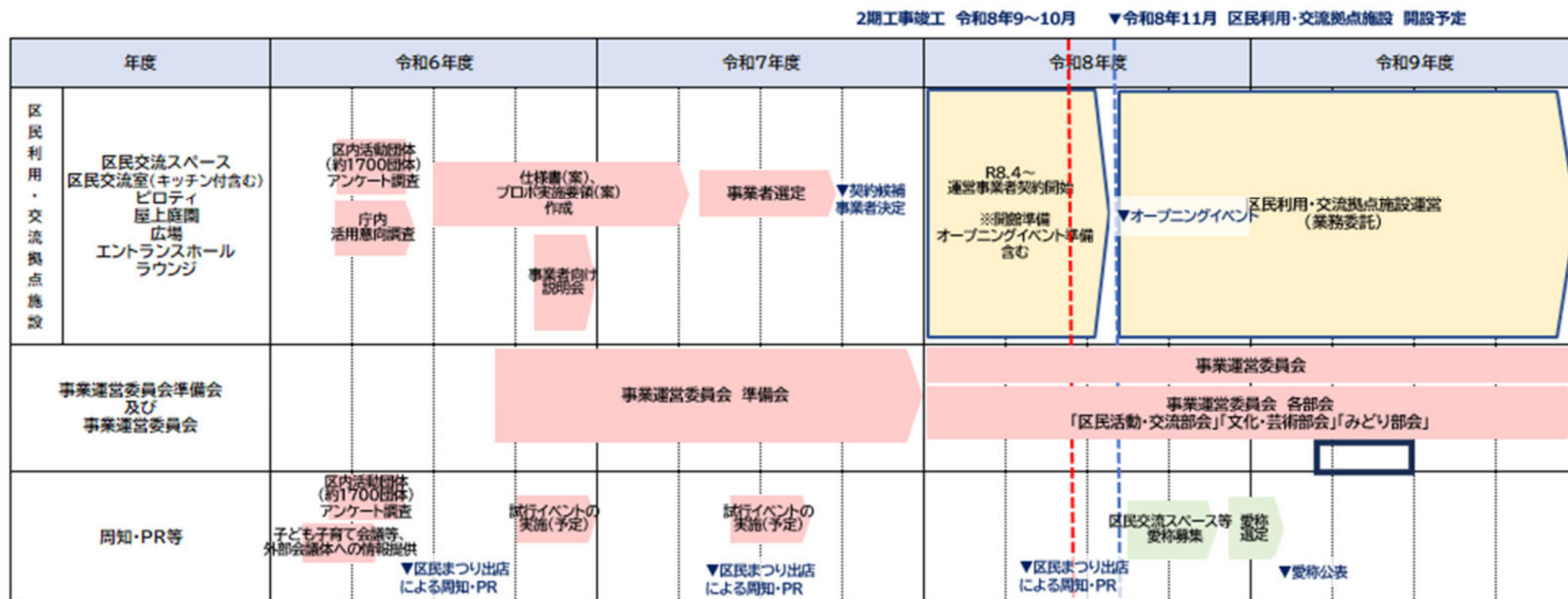
※区民交流室は4部屋あるが、4で除せず1つの活動場所として集計

※活動詳細が不明なもの等も推測で入力。

5 今後のスケジュールや準備会での検討事項

5 今後のスケジュールや準備会での検討事項

全体スケジュール



5 今後のスケジュールや準備会での検討事項

準備会での検討事項

世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 委員名簿

	氏 名	所 属
委員	学識経験者	齋藤 啓子 武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授
		曾田 修司 跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授
		福岡 孝則 東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
	団体	柴田 真希 NPO法人まちこぼ代表理事
		福永 順彦 一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事
		松田 妙子 NPO法人せたがや子育てネット代表理事
	行政	渡邊 謙吉 生活文化政策部長
		伊藤 祐二 生活文化政策部市民活動推進課長
		白木 裕二 庁舎整備担当部庁舎管理担当課長
		小澤 弘美 生活文化政策部文化・国際課長
		宮川 善章 障害福祉部障害施策推進課長
		黒岩 さや香 みどり33推進担当部みどり政策課長
オブザーバー委員	団体	石山 恭子 NPO法人子育て支援グループamigo理事長
		大坪 義明 世田谷みどり33協働会議事務局長
		河上 勇 せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表
		村井 やよい 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長
		湧口 善之 一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事
	学生	石 快晟 国士館大学（NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA））
		高島 一樹 明治大学ボランティアサークル「Relief」（学生ボランティアネットワーク）
	中間支援組織	代表者 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
		代表者 公益財団法人せたがや文化財団
		代表者 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
		代表者 社会福祉法人世田谷ボランティア協会

（目的及び設置）

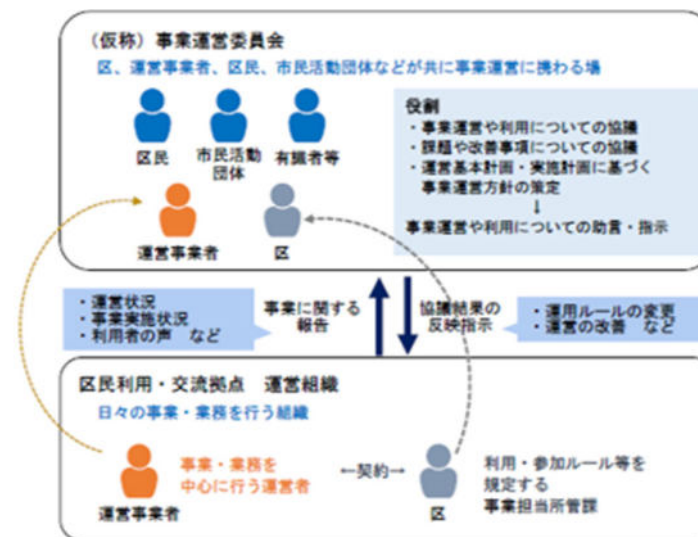
第1条 本庁舎等において整備する区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等の多様な区民利用・交流拠点施設で行う事業（以下「区民利用・交流拠点施設事業」という。）の運営における情報及び課題を関係者が共有し、並びに改善策を話し合う場とする（仮称）事業運営委員会の設置等に関し、必要な事項を検討するため、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 準備会は、次に掲げる事項について検討する。

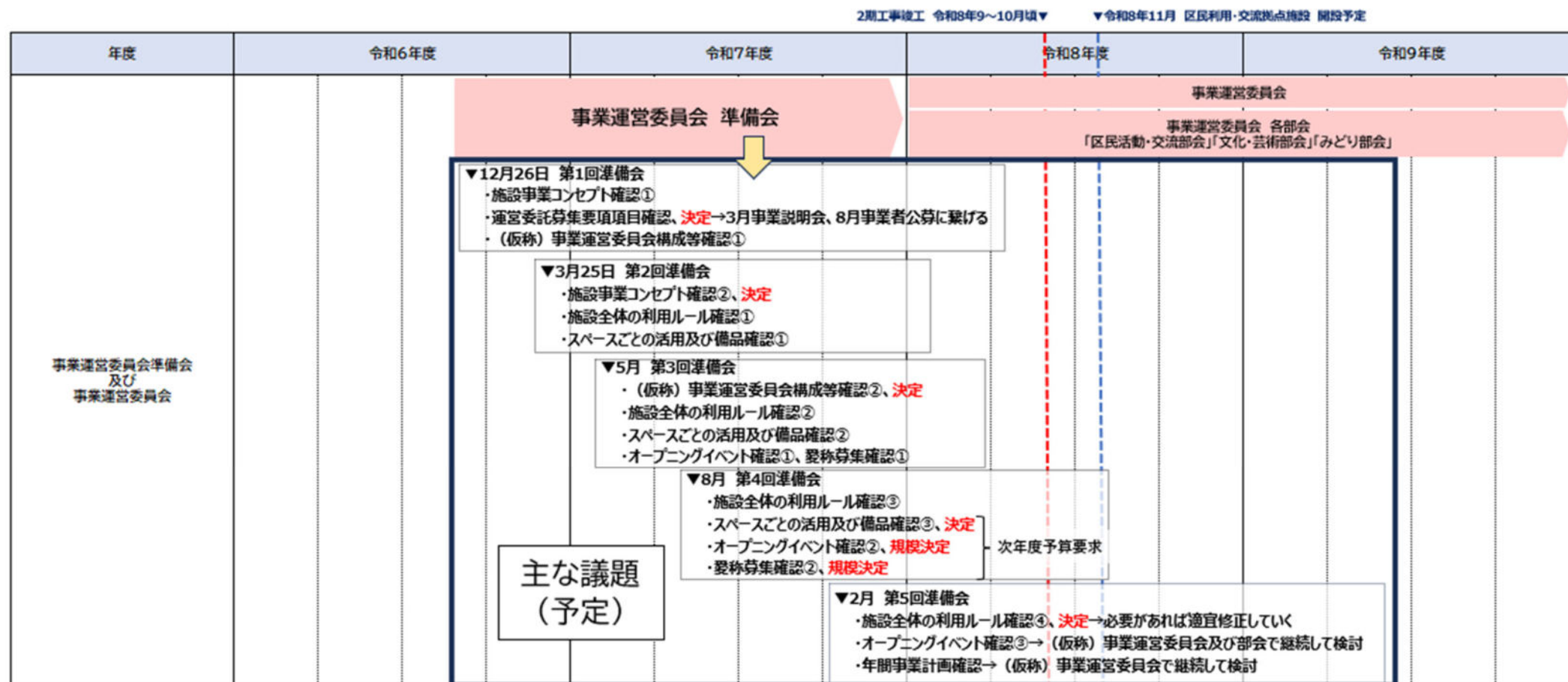
- （1）（仮称）事業運営委員会の設置の準備に関すること。
- （2）区民利用・交流拠点施設事業及び区民利用・交流拠点施設の利用ルールに関すること。
- （3）区民利用・交流拠点施設事業の広報に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、区民利用・交流拠点施設事業の運営に関し必要な事項

（仮称）事業運営委員会イメージ図



5 今後のスケジュールや準備会での検討事項

準備会での検討スケジュール



6 （仮称）事業運営委員会構成

※令和6年12月時点の想定です。今後の検討により変更していくため、現時点での想定としてご覧ください。

6 (仮称) 事業運営委員会構成

委員会構成

(仮称)事業運営委員会 委員名簿(案)

	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
委員会	1	学識経験者	デザイン、市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	【主な議題】 ○事業運営方針の策定・改定等 ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール等の検討 ○拠点施設の利用状況の共有(日常の利用状況、アンケート結果分析等の確認) 【開催頻度】 年3回程度
	2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	
	3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	
	4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこらぼ代表理事	
	5	区内活動団体	団体支援	福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事	
	6	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	
	7	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	
	8	事務局	行政	部長	生活文化政策部長	
	9	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	

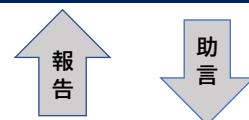
報告

助言

次ページの部会と協力しながら
様々な意見が反映されるような仕組みを構築する

6 (仮称) 事業運営委員会構成

部会構成

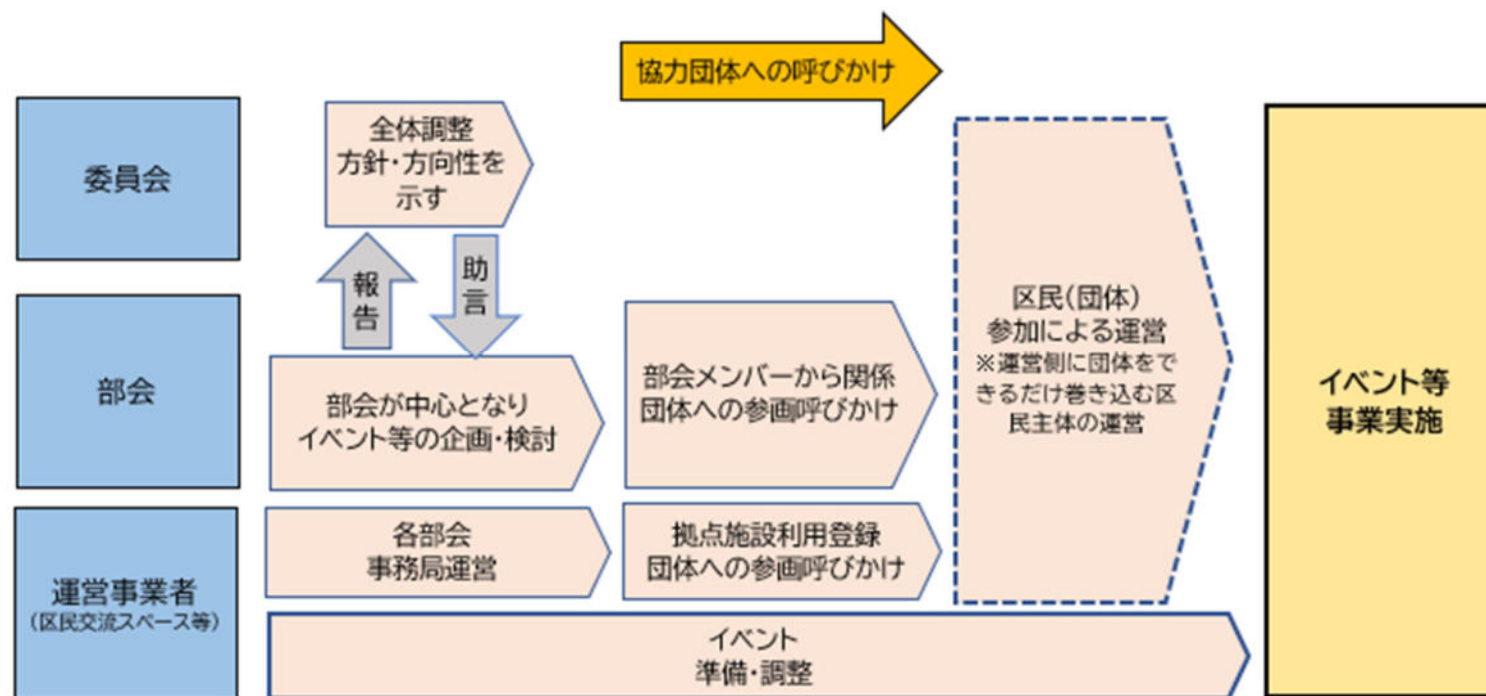


	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
「区民活動・交流」及び「文化・芸術」部会	1	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会(★)	【主な議題】 ○「(仮)市民活動フェアイベント」 企画助言・参画検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加・体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
	2	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(★)	
	3	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	
	4	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	
	5	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	
	6	学生(若者)	—	代表者	学生ボランティアネットワーク	
	7	学生(若者)	—	代表者	NPO法人国際ボランティア協会(IVUSA)	
	8	区民(公募)	—		公募区民	
	9	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	
	10	事務局	行政	課長	障害施策推進課長	
	11	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者(★)	
	1	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団(★)	
	2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
	3	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
	4	事務局	行政	課長	文化・国際課長	
	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
みどり部会	1	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり(★)	【主な議題】 ○「(仮)市民活動フェアイベント」 企画助言・参画検討 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
	2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	
	3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	
	4	学生(若者)	—	代表者	学生ボランティアネットワーク	
	5	学生(若者)	—	代表者	NPO法人国際ボランティア協会(IVUSA)	
	6	区民(公募)	—		公募区民	
	7	事務局	行政	課長	庁舎管理担当課長	
	8	事務局	行政	課長	みどり政策課長	
	9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者(★)	

★は各部会の中心となる団体等

6 (仮称) 事業運営委員会構成

(仮)「市民活動フェアイベント」等の事業実施・運営のイメージ



委員会及び部会の任期

任期は2年とする。再任は可能だが、2回までとする（最長6年）。委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 運営委託項目案

※令和6年12月時点の想定です。今後の検討により変更していくため、現時点での想定としてご覧ください。

7 運営委託項目案

主な業務	内容	補足等	事業者から提案を求めるもの
1. 開設前準備業務	(1)運営内規及び利用案内等の作成		
	(2)利用受付システム(団体登録・空き状況共有・利用予約)構築		
	(3)キャッシュレス決済システムの構築		
	(4)オープニングイベント		
	(5)愛称募集準備		
	(6)見学会の実施		
2. 施設運営管理業務、利用調整受付業務	(1)日常管理業務		
	(2)年間事業計画の作成	区の公用事業、事業者の自主的な事業を中心とした、年間事業計画を作成する。	
	(3)施設全体の利用調整業務	【団体】 ①様々な世代、多くの団体が利用できるように、また最大限の活動ができるよう場所や日時含めた利用調整を行う。 ②利用団体登録データや、利用案内をする中で利用団体と顔なじみとなっていく関係性を活かし、他の団体活動を伝えたり、団体同士を紹介するなど日頃から団体に声掛けを行い、交流やマッチングの機会を創出する。 【個人】 居心地の良い空間づくりを意識しつつ、区民参加、交流、協働につながるよう、活動への参加の呼びかけも行う。場合によっては団体活動を優先し一部利用の制限を行う(利用調整を行う)。 【全体】 ガラス張り仕切りのないオープンな空間である区民交流スペースを中心に、様々な活動が見れたり触れられたりするような空間を作る(利用調整を行う)。	【団体】②の交流やマッチング機会を創出する手法

7 運営委託項目案

主な業務	内容	補足等	事業者から提案を求めるもの
3. 市民活動支援業務	(1)「交流拠点施設」でのスタートアップ支援 【対象:活動経験のない団体等】	①相談対応を通して拠点施設でやりたいことなどを具体化し、活動をサポートする ②新たに活動を始めるきっかけとなるような説明会等を実施し活動を掘り起こす	①、②以外の新たな支援メニュー
	(2)「交流拠点施設」で実施する活動への企画・提案及びマッチング支援 【対象:活動経験のある団体等】	活動経験のある団体に対して、活動がより広がりバージョンアップするような、関連団体や関連所管とのマッチングや企画提案を行い、交流拠点施設に活動を誘致する。	
	(3)「交流拠点施設」利用団体の情報発信支援	①交流スペース内のデジサネを活用して、利用団体の交流拠点施設での活動を情報発信しサポートする。 ②交流スペース内にて団体の広報物などを配架し情報発信支援をする。 ③SNS等を活用した「交流拠点施設」利用団体の情報発信支援	③の情報発信支援の手法
4. 賑わい創出や憩いの場の創出	(1)広場を活用したイベント等の実施	(事例案) 週1回のマルシェ等による定期的なイベントの実施	広場を活用した賑わいイベントの内容
	(2)居心地の良い、楽しい空間の創出	団体個人を問わず誰もが気軽に利用できる、楽しい空間づくりをする。 ・飲食ができる休憩や歓談スペースの提供 ・個人で勉強や仕事等で利用できるスペースの提供など	
5. 広報活動業務	(1)リーフレット、チラシ、ポスターによる交流拠点施設事業の周知・PR		
	(2)「交流拠点施設」HPやSNSによる事業の周知・PR		
	(3)「交流拠点施設」広報誌の発行		
6. 事業運営委員会事務局運営	委員会の開催・運営事務		
7. 運営委員会部会イベント(事業)の実施	各部会で検討する交流拠点全体を活用した「(仮称)市民活動フェア」イベントや、拠点施設での継続的な活動につながる事業(仕掛け)の実施	委員会各部会(「区民活動交流・文化部会」及び「みどり部会」)の提案や意見を踏まえて、多くの区内団体等の参画を図りながら、団体の活動がPRでき、また団体同士等の交流を創出する「(仮称)市民活動フェア」イベントの開催や拠点施設での継続的な活動につながる事業(仕掛け)を実施する。	
8. 区への事業実施結果報告			

8 公募条件等

※今後の検討により変更する場合があります。

8 公募条件等

運営事業者業務仕様（案）

(1) 履行場所

- ① 令和8年4月～令和8年9月18日工事竣工後の運営事業者事務所準備完了前まで
受託者の事務所
- ② 令和8年9月18日工事竣工後の運営事業者事務所準備完了以降
区民利用・交流拠点施設
(住所: 世田谷区世田谷四丁目21番27号及び世田谷四丁目22番33号)

【参考】スケジュール予定

令和8年9月18日	2期工事竣工予定
令和8年9月18日～11月までの間	運営事業者事務所準備完了
令和8年11月	区民交流スペース等区民利用・交流拠点施設開設(予定)

8 公募条件等

運営事業者業務仕様（案）

(2) 区民利用・交流拠点施設概要(事業運営対象及び運営時間)

開設時期	区分	運営時間	当該事業 運営対象	備考
令和6年度 (2024年度)	世田谷区民会館 (ホール・集会室・練習室)	9時～22時	× (※)	※区民会館については別の運営事業者あり。そのため、区民会館における利用受付等の業務は区民会館運営事業者が担う。当該事業運営には、施設全体を使ったイベントや事業等で、区民会館運営事業者との調整業務が含まれる。
	エントランスホール	9時～22時	○	
	ラウンジ	9時～22時	○	
令和8年度 (2026年度)	区民交流スペース	9時～22時	○	※活動を伴わない個人利用は8時30分より可能であるため、8時30分～22時まで運営事業者が常駐するものとする。 ※区民交流スペース内に当該事業運営事業者の執務スペースを用意
	区民交流室	9時～22時	○	
	広場	9時～17時	○	※24時間通行可
	ピロティ		○	
	屋上庭園(東棟)		○	
令和11年度 (2029年度)	区民交流室 (キッチンつき)	9時～22時	○	

8 公募条件等

運営事業者業務仕様（案）

年未年始（12月29日～1月3日）のみを
除く約360日間の開設に変更する予定

（3）スタッフ、人員体制イメージ例 ※令和6年3月計画作成時の算定

職種	人数規模 （想定）	1人あたりの 勤務時間（日）	年間勤務日数 （想定）	業務内容
正規職員	7名程度 （統括責任者 含む）	8時間	年間347開設日 （年未年始及び 休館日を除く）に	「運営委託項目案」の主な業務に記載がある「1.開設 前準備業務」から「8. 区への事業実施結果報告」ま での全ての業務について
パート職員	4名程度	4時間	合わせてシフト 制で勤務	主に正規職員のサポート
マッチングコーデ ィネーター （※NPO等への外部委 託による配置も可）	（想定） 1日2名 配置	（想定） 一人あたり 5時間	（想定） 約340日配置	「運営委託項目案」に主な業務に掲載があるうち以 下の業務について、正規職員とともに団体間の交流 やマッチング支援を行うことを想定。 ○2. 施設運営管理業務、利用調整受付業務（3）施 設全体の利用調整業務 ○3. 市民活動支援業務（1）「交流拠点施設」でのス タートアップ支援、（2）「交流拠点施設」で実施する 活動への企画・提案及びマッチング支援

8 公募条件等

運営事業者業務仕様（案）

(4)事務所(執務スペース)について(想定)

場所	広さ	備考
区民交流スペース 市民活動相談カウンター内	約18㎡	・4人分のデスクを用意 ・広さはカウンタースペース含む
区民交流スペース執務スペース	約12㎡	・4人分のデスクを用意

事業者選定募集（案）

(1)プロポーザルスケジュール(想定)

令和7年 3月	事業者向け説明会
令和7年 8月～ 9月	募集期間
令和7年 9月～12月	事業者選定(第1次書類審査、第2次プレゼン審査)
令和7年12月	事業者決定
令和8年 4月	契約開始

(2)履行期間(想定)

令和8年4月～令和12年3月（4年間）

(3)予算上限

算定中（参考）令和6年3月計画策定時は約 7,000 万円としている。

(4)参画要件

検討中 ※類似事業の実績を必須とし、JV(共同企業体)または再委託も含めた要件にすることを想定

あくまで計画策定時の算定であり、今後準備会等での検討を経て、業務内容や仕様内容を精査した上で改めて算定する予定

試算条件 ・拠点全体開設後の年間事業収支とする
・事業内容や運営日等は事業・活動計画に基づき設定する
・人件費等の単価は本計画策定時のものとする

単位：円

	区民会館	その他 (区民交流スペース等)	区民利用・交流拠点施設計
人件費	92,905,000	64,480,000	157,385,000
事業費	20,000,000	4,000,000	24,000,000
その他管理費	20,341,000	1,600,000	21,941,000
支出計	133,246,000	70,080,000	203,326,000
利用料金等収入	70,450,000	3,510,000	73,960,000
差引	62,796,000	66,570,000	129,366,000

9 質疑応答

※本説明会は通常のプロポーザルの際の説明会とは異なり、現時点で世田谷区が想定する内容等をご説明することにより、公募開始前に事業者の皆様により施設事業を知っていただき、多くの事業者様にプロポーザルにご参加いただくことや、ご意見をいただきながら施設をよりよいものとしていくことを目的としています。

そのため、現時点ではまだ決まっていない事項やお答えできない事項もありますので、原則としてお答えできる範囲でのみの質疑応答とさせていただきます。ご了承ください。